

**【議題 2】2017 年度決算書訂正承認の件 [報告事項] 【第 2 号議案】****報告、審議・決議すべきこと：**

2018 年 3 月に内閣府に提出した事業報告の収支相償判定について、内閣府の指示に従って修正を行ったところ、社員総会資料の決算書 page-16 も修正する必要が生じた。その修正内容について報告し、承認を求める。

**事由（報告、審議・決議が必要な理由）：**

以下の経緯により社員総会資料修正の必要が発生したため。

- (1) 2018年2月に開催した社員総会資料の決算書P-16では、収支相償判定の第1段階で+167万円のプラスとなり、「余剰分の扱いなどは理事会にご一任ください。」と報告された。
- (2) この内容を3/30日に内閣府に電子提出したところ、4/13(金)に内閣府から訂正指示があり、訂正後の収支相償が+167万円から-3607万円となり、余剰分の扱いは不要となった。
- (3) この訂正指示の提出期限は4/20(金)であったため、前事務局長が内容を確認のうえ、訂正申告を行った。
- (4) 決算書P-16の修正内容は添付の1ページのみで他のページには影響がないことがわかった

内閣府の指示による修正内容は以下のとおり。

- (1) 2016年に旧事務所(本郷のマンション)を売却して生じた売却益(一手数料)を2017年に家賃等支払準備金(指定正味資産)に計上したが、内閣府への申請上は「別表C(4)資産取得資金」(将来また不動産を買うときの準備金)とした。名目は「家賃等支払い準備積立金」
- (2) 3月に2017年の決算書を内閣府に提出したところ、これを「資産取得資金」ではなく、「別表C(5)特定費用準備資金」(同じく指定正味財産)に分類すべきである、と指示された。
- (3) 指示に従い、資産取得資金(名目は「家賃等支払い準備積立金」)を全額取り崩し、同額を特定費用準備資金(名目は同じく「家賃等支払い準備積立金」)とした。
- (4) 資産取得資金は収支相償の費用控除対象ではなかったが、特定費用準備資金は控除対象となるため、2017年度単年度に限り、4194万円-419万円(家賃とりくずし)の控除が参入されることになり、167万円のプラスがマイナス3607万円となった。

**添付資料：**

- II-1 公益認定基準に定められた法人の財務に関する三基準の適合性  
(平成 29 年度社員総会資料訂正ページ)

以上